

## 富山県公害健康被害認定審査会条例

富山県公害健康被害認定審査会条例を公布する。

富山県公害健康被害認定審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第45条第3項の規定に基づき、富山県公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 専門部会長に事故があるときは、専門部に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(富山県公害被害者認定審査会条例の廃止)
- 2 富山県公害被害者認定審査会条例(昭和45年富山県条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧条例の規定による富山県公害被害者認定審査会の組織及び運営については、昭和49年9月1日前に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)第3条第1項の認定の申請をしている者についての当該認定に関し、なお従前の例による。

附 則(昭和63年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条を第6条とし、第4条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。